

## &lt;別紙1&gt;

## 【介護老人保健施設ディーパあかねのご案内】

## 1. 施設の名称等

施設名	介護老人保健施設 ディーパあかね
開設年月日	平成元年2月22日
所在地	福井県坂井市丸岡町羽崎 31-11-3
電話番号	0776-67-0811 F A X 0776-67-0282
管理者	施設長 藤田 長久
介護保険指定番号	介護老人保健施設 (1851780013号)

## 2. 運営方針

施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、要介護者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指します。

2 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立った施設サービスの提供に努めます。

3 明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

## 3. 施設の職員体制

(1)施設長	1人
(2)医師	1人以上
(3)薬剤師	1人以上
(4)理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	常勤換算1人以上
(5)看護職員	常勤換算8.3人以上
(6)介護職員	常勤換算20.7人以上
(7)支援相談員	常勤1人以上
(8)介護支援専門員	常勤1人以上
(9)管理栄養士	1人以上
(10)栄養士	1人以上
(11)調理員	必要数
(12)事務職員	必要数

4. 入所定員等	定員 86名 (老健2F 50名、老健3F(認知症専門棟) 36名) (うち短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)
療養室	(老健2F) 1人室…2、2人室…8、4人室…8 (老健3F(認知症専門棟)) 1人室…4、4人室…8

提供地域 坂井市、あわら市、福井市、吉田郡(短期入所療養介護)

## 5. サービスの内容

① 施設サービス計画の立案

② 食事 朝食 7:30~9:00 昼食 12:00~13:30 夕食 18:00~19:30

食事は原則として食堂でおとりいただきます。(ご希望があれば部屋食可)  
食べられない物やアレルギーのある方は事前にご相談ください。

③ 入浴 一般浴槽の他に入浴に介助を要するご利用者様には特別浴槽で対応致し

ます。週に原則2回ご利用いただきます。ただし、身体の状態や年末年始、連休、祝日等に応じて清拭となる場合があります。

- ④ 医学的管理・看護
  - ⑤ 介護（排泄・起居・移動・整容・口腔清拭・その他）
  - ⑥ リハビリテーション・レクリエーション
  - ⑦ 相談援助サービス（退所時の支援も行います）
  - ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の評価
  - ⑨ 利用者様が選択する特別な食事（おやつ）の提供
- これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にはご相談ください。

## 6. 他機関・施設との連携

### 協力医療機関

藤田神経内科病院	福井県坂井市丸岡町羽崎 31-12-1
春江病院	福井県坂井市春江町針原 65-7
西田歯科医院	福井県坂井市丸岡町羽崎 12-14-1
小原歯科医院	福井県坂井市丸岡町石城戸 2-9

## 7. 利用に当たっての留意事項

- 面 会：備え付けの面会記録に記名頂いてからお願いします。  
面会時間（午前10時から午後4時）
- 外出・外泊：事前に職員に場所・期間をお伝えください。
- 喫煙：施設内は全館禁煙です。
- 火気の取り扱い：禁止といたします。
- 設備・備品の利用：職員に届け出てください。
- 所持品・備品等の持ち込み：最低限必要なものに限らせていただきます。持ち物には記名をお願い致します。
- 金銭・貴重品の管理：貴重品の持ち込みは原則禁止とさせていただきます。  
紛失した場合、責任は負いかねます。
- ペットの持ち込み：原則禁止といたします。
- 他の医療機関への受診：入所中は、他の医療機関への受診についての制限が法律に定められています。もし、受診が必要な場合は、必ず事前に当施設にご連絡ください。お薬だけでも同様に制限があります。

## 8. 非常災害対策

非常災害に関する具体的な計画を立てるとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行う。

## 9. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、

- ① 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- ② 指定した場所以外で火気を用いること。
- ③ 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
- ④ 喧嘩、口論、泥酔等で他人に迷惑を及ぼすこと。
- ⑤ 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すことは禁止します。

10. 苦情などの窓口と処理

苦情相談窓口	ディーパあかね 総務課 (TEL 0776-67-0811)
外部苦情申し立て機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 坂井市役所 健康福祉部 高齢福祉課 (0776-50-3040)</li> <li>・ あわら市役所 健康福祉部 高齢福祉G (0776-73-8022)</li> <li>・ 坂井地区広域連合 介護保険課 (0776-91-3309)</li> <li>・ 福井市役所 福祉保健部 介護保険課 (0776-20-5715)</li> <li>・ 永平寺町役場 福祉保健課 (0776-64-2211)</li> <li>・ 福井県国民健康保険団体連合会 介護保険係 (0776-57-1614)</li> </ul>
苦情処理手順	事実関係の調査、改善対策、苦情元に対する説明、各種記録と再発防止、損害賠償等

11. 虐待防止に関する事項

虐待の発生又はその再発を防止するために次の措置を講じます。

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底
- ②虐待防止のための指針を整備
- ③従業者に対し虐待の防止のための研修を年2回以上実施し担当者を定める  
また、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

12. 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護老人保健施設の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早朝の業務再開を図るための業務継続計画を策定します。事業所は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的開催します。事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の予防及びまん延防止のための委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともにその結果を従業者に周知徹底を図り、感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。従業者に対し感染症の予防およびまん延防止のための研修及び訓練を定期に実施します。

14. 職場におけるハラスメントの防止

職場において性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

15. 身体拘束

当施設は原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害のおそれがある等緊急やむを得ない場合は、担当医又は施設長が判断し身体拘束その他行動を制限する場合があります。この場合には、その様態及び時間・心身の状況・緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

16. 衛生管理等

入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。

当該施設において感染症の発生、蔓延を防ぐために必要な措置を講ずるよう努めます。